

日中古典語資料における「許」の用法

李 玉婷

はじめに

築島裕博士は、平安時代の日本語資料を鳥瞰されて、「平安時代の文献は分量も種類も非常に多く、これを分類するには色々な観点から成し得るであろうが、表記形態（用字法）に基づく分類や語法・語彙に基づく分類との相互の関係を配慮して、「公的な文献」と「私的な文献」を横の基準とし、「文芸意識のある文献」と「文芸意識のない文献」とを縦の基準として縦横の交叉分類を試みた。」と述べ、平安時代の日本語資料の体系を示された。また、「漢文訓読語」として表現された形態は、日本人の綴った純粹の漢文と当時の訓点資料との二つの部類に大きく分けられる。訓点資料の場合は、それに附せられた仮名やヲコト点によって、今日それを加点者の訓読した通りに、相当程度正確に読解することが出来る（無論文献毎に精粗の差はあるけれども）。これに対して日本人の綴った漢文の場合は、ただ漢字が並んでいるだけであるから、それを作者が予期したと寸分違わずに今日読解することは殆ど不可能であるという、大きな差が存するわけである。」とも述べられて、日本

漢文の特性を述べておられるが、日本漢文の詳細な記述、特に、純粹漢文とされた言語資料の言語事象の記述はされてはいない。

峰岸明博士は、その著書⁽²⁾により、「中国古典文の表記・語彙・文法に正しく準拠するもの（純漢文）と純漢文の作成を目指しつつも、中国古典文には存しない表記・語彙・文法を含むもの（和習・和化漢文）」と二種類が立てられた。

これらの先行研究が既に存しているが、これらはいずれも表記・語彙・文法を基準にして純漢文と和化漢文（変体漢文）を区別されている。

築島裕博士は、著書『平安時代の漢文訓読語につきての研究』に、歴史書、類書、古文書などの書物は純粹の漢文（漢字だけで綴られ、しかも正格の漢文法に準拠したもの。万葉仮名で記された語句や和歌をも含む）の類とされたが、稿者は、歴史書の六国史類は用字法に関して、語彙意味論の観点から、中国の古典文と距離あることを見出した。これを示すのが本稿の一つ目的である。

今日まで漢文訓読に関する様々な研究が行われつつも、純漢文と和化漢文と日本的日本語文との類別の判定については、現実には必ずしも容

易ではない。ここでは稿者の視野から日本漢文について、表記、語彙・意味をめぐって詳しく検討して述論する。

稿者は第一の研究対象である『将門記』の漢文体の語彙・意味、表記の問題に触れ、『将門記』における「許」字を例として、先ず、対照言語学的に―日中の漢文の対照は、比較言語学とも位置づけられるかもしれない―ほぼ同時代に中国で成立した『旧唐書』の用字と比較してみる事とする。更に、欠を補って本邦における日本漢文（正格漢文と言われてきたものも、所謂、変体漢文も含む）の言語特性の類型差の実状を記述してみようとするものである。

一、真福寺本『将門記』における「許」字の用法

以下には、真福寺本『将門記』における「許」の字を取り上げて、少し冗長になるが、文脈に沿って丁寧な記述を心懸けて、具体的な用字法を検討する。

真福寺本『将門記』には、「許」は全五例出現する。用例の絶対数が寡少であると評価できるが、その用字によって分類すると、動詞と助詞との二種に整理できる。具体的な意味と用法を検討して分類すると以下の通りになる。

- 1、（傳言昔燕丹事於秦皇遙經久年然後燕丹請暇歸古郷即秦皇仰曰縦鳥首白馬生角時汝聽還者燕丹嘆仰天鳥為之首白俯地馬為之生角）秦皇

大驚乃許歸（101）

（3）

右の例は「（昔、燕の太子丹は秦の始皇帝に捕らえられ久しく年を送っていた。その燕丹が秦の始皇帝に願ひ出て、故郷に帰ろうとしたところ、秦の始皇帝は『例えば、鳥の頭が白く変じ、馬に角が生えれば、その時には、あなたの帰郷の願ひをちゃんと聴く。』と言った。燕丹が悲嘆し、天を仰ぐと、鳥の頭が白く変じ、地に首を垂れると、馬に角が生えた。）秦の始皇帝は非常に驚き、燕丹の帰郷を許可した。」の意である。この文にある「許」は秦始皇帝が主語となつて、動詞「許可する」の意として使用されることが分かる。真福寺本『将門記』には、動詞「許可する」が出現する。

右の動詞「許可する」の他に、副助詞「ばかり」の表記例と思しきものが認められる。

2、依實件敵有数千許（72）

この例は「（将門は危険が切迫していると言う知らせを受けて、事実か否かを確かめるために、ただ百騎を率いて、承平六年十月二十六日に下毛野国の堺に向かった。）果して良兼の軍勢は数千ほどの大軍であつた。」の意である。この句にある「許」は良兼が率いる軍隊の兵士の人数を描写するための言葉である。当時、将門は密かに良兼の軍隊を偵察する状況にあつたので、兵士の人数を一人一人数えるわけではなく、其の規模を推定したということであろう。こちらの「許」は推定される人数を臚化する副詞（日本古典語には「副詞（日本古典語には「副助詞」）」である。即ち、「許」は数字に付して上下に幅にあることを認め、「おおよそ、その程度」であることを表す助詞で、日本語の「ばかり」に当

たる用字である。

こうした数量や時刻に下接して「おおよそ、その程度」であることを表す用例は、

3、為見實否登テ高山之頂ニ遙見レハ 北方依實有リ敵略気色四千余人許也 (443)

4、于時貞盛秀郷等就蹤ニ征ユク之程ニ同日未申ノ尅許ニ襲ヲソヒ到ル於川口ノ村ニ (449)

⁽⁴⁾の三例が存している。更に、

5、于時領州之間滅亡者モノ不知其數幾許ト (362)

右の例は「(将門の従兵藤原玄明の愁訴によつて、将門はその事情を確かめるために、常陸国へと出向いた。しかし、為憲と貞盛とは心を同じくして、三千余の精銳を率いて、勝手に兵器庫の備品、武器並びに楯等を持ち出し、戦いを挑んできた。ここに至つて、将門は士卒を励まし士気を高め、為憲の軍兵を打ち砕いた。)その時、常陸国一国を占領する間に滅亡した兵士はどれぐらいいたか、数え切れないほどである。」の意である。この句にある「許」は数量に対する疑問の意を示す「幾」に付けて、「幾許」と使用される。「幾許」は死亡した兵士の人数がどれくらいにいたか分からないほど多いという意である。即ち、「幾許」は「いかばかり(どれくらい。どれほど。)」の意である。この「許」も「…くらい。…ほど」の意に対応する副助詞で、「ばかり」訓を担っていると見て矛盾はない。

以上、用例の絶対量が少ないので、比率を論ずることに躊躇を感じる

が、全五例中、副助詞「ばかり」の表記であろうと思われる例は、四例に上る。即ち、副助詞「ばかり」の用字の比重が大きいという様相が指摘される。

二、『旧唐書』における「許」字の用法

『旧唐書』は、成立と奏上は開運二年(九四五)と言われる中国語文資料で、本紀二十卷、志三十卷、列伝百五十卷の全二百卷からなる紀伝体資料である。言語資料としての表現内容は『旧唐書』も本紀・列伝については、『将門記』(九四〇年(天慶三)成立)に通じる特徴を持つた同時代の中国において成立した言語資料である。

この両資料は、当然、言語的影響関係等、即ち一〇世紀の中国語と一〇世紀の『将門記』の日本語とは因果関係は認められないと断ぜられる関係である。以下に、『旧唐書』の「許」の用字の記述を行つて、前節の『将門記』の用字法や、以下に述べる日本漢文の「許」の用字と比較してみようとするのは、『旧唐書』よりも古い時代の古典中国語の影響を受けつつ成立したであろう変体漢文の『将門記』との日中両言語の対照言語学的な比較を行つて、一〇世紀の日中言語の共時的な差異を記述してみようとするところにある。ただし、先ず、両資料の言語量は圧倒的に異なる。『将門記』の言語量は、『旧唐書』に比較して、極めて小さなものである。この『将門記』の言語量の問題を覆うために、次節以降に、日本漢文の資料を調査して、本稿の実証性を高めることとする。

以下に『旧唐書』の用字を記述するが、『旧唐書』は百衲本二十四史

に収録される宋紹興刊本『旧唐書』上下全二冊を使用した。百納本『旧唐書』の本文（前後記を除く）には、「許」字は、延べ一三五〇例が認められた。この全一三五〇例を分類すると動詞、名詞、代詞、副詞の四種が帰納できる。

『旧唐書』におけるかかる意味の動詞の例は、次の様な例がある。

(一) 許可する。承諾する。（全七二七例）

6、俄而衆軍繼至、頡利見軍容既盛、又知思力就拘、由是大惧遂請和、詔許焉、（本紀卷第二）

この例は「急に大勢の軍隊が相次いで来た。頡利はその兵士の士気が盛んであり、また、その兵力を明確に知って、自分が捕らわれると分かった。それゆえ大いに恐れて、遂に和議を求める願いを唐の軍隊に送った。唐太宗は詔を下し、その願いを許可した。」の意である。この句にある「許」は前文に述べた唐太宗が頡利の和議を求める願いに対しての返答―「許可する」である。動詞「許可する」の意で使用されていることが分かる。

7、丙寅、太尉趙国公無忌以早請遜位、不許、（本紀卷第四）

右の例は「丙寅に、太尉趙国公無忌は早魃により、その位を去ることを求めたが、唐高宗はその申し出を許可しなかった。」の意である。この文にある「許」は目的語に当たる太尉趙国公無忌の位を去る申し出に對する返答である。主語と目的語とは前文に記述しているため省略され、「許」は動詞として使用されることが判明できる。文書の意味によって分析すると「許」は「許可する」の意であることが分かる。

これらの例を含めて、『旧唐書』には、「許可する。承諾する。」の

意で使用された「許」が、延べ七二七例認められ用例中最も多くの比率を占めるもので、動詞用法の「許」字の中核的な意味での用法であると考えられる。日本漢文において盛んに使用される用法に通じるものである。

『康熙字典』には、「説文「聴也」、玉篇「從也」、廣韻「可也」

（『康熙字典』西集上 言部）の語義の記載があつて、中国での意味用法が確認されるし、『觀智院本類聚名義抄』には、「許 ユ(平)ル(平)ス」(法上六一)の訓が確認される。

(二) ……を与えるのを許可する。 ……を与えるのを約束する。（全一

〇例）

8、遂謫平子為康州都城尉、仍差使領送至任、不許東西（志第五）

この例は「遂に平子を康州都城尉におとした。なお、使いの者を派遣して着任するまで送つて、物を与えるのを許可しなかった。」の意である。普通、「許」が「許可する。承諾する。」と使用される場合は「許」の後に「与える」の意を表す「與」とか「給」とか等の語が表れる。この句に「与える」の意を表す語がないので、「…(物)を許可しなかった。」と理解しても不十分である。文脈上、「与える」の意味に対応する語が必要なので、ここ「許」は「…を与えるのを許可する」、の意に記述されるのが適切であろうと判断される。

9、武功之捷、吐蕃之力、許以涇州靈州相報、竟食其言、負我深矣、
拳国同怨（列傳第八十四）

この例は「武功の勝利は吐蕃のお蔭だ。報酬として涇州靈州を与えるのを許したが、その約束を破つて、深く我が方に背いた。全国は恨んで

いる。「」の意である。この例も例8と同じ様に動詞「許」の他には「与える」の意を表す動詞がないので、「報酬として涇州靈州を許した。」と解すると不十分であろう。この文脈では「与える」の意味が必要なので、この「許」は「…を与えるのを許可する。」と理解するのが適切であろうと判断される。

『康熙字典』を参考にすると「増韻」約與之也（西集上、言部）の記述があつて右の例に符合して「約與」の語義記述を載せている。また、「許ア（上）タ（上）フ」（『類聚名義抄』法上六一）が右の例に該当する和訓であると認めることが出来る。この意味での使用例は全十例ある。(一)の中核的意味での用例に比較して全使用例は極めて少なく(一)からの派生的な用法であると判断される。

(三) 感心する。褒める。(全二一例)

10、瑀再拜謝曰、臣特蒙誠訓、又許臣以忠諫、雖死之日、猶生之年也（列傳卷第十二）

この例は「蕭瑀はもう一度拝謝して、『私は特に誠訓を受け、また、私を忠諫と褒めてくれて、死ぬ日であっても生きている年のようだ。』と言った。」の意である。

11、是則祿重責深、理須極諫、官卑望下、許其從容（列傳卷第十六）

この例は「そのため、俸給が高ければ、その分、責任が重い。道理を極めて諫めなければならない。官位は低ければ、下を向く。その落ち着いている様子を褒める」の意である。

この二例にある「忠諫」、「從容」は評価の高い意味の語で、褒める

言葉としてよく使用される。人物がいて、褒める言葉もあつて、こうした文脈で「許」は「褒める」の語義とすれば文脈も意味も分かりやすく理解される。この意の例は全部で二十一例あるが、「許」全容例数からは用例が限られていて少ない。

(四) 期待する。推薦する。(全三例)

12、時太宗功業日盛、高祖私許立為太子、建成密知之、乃與齊王元吉潛謀作乱（列傳第十四）

この例は「その時、太宗の功業が段々盛んになって、高祖は個人的に太子に立てることを期待していた。建成は密かにその情報を知って、齊王元吉と陰謀を企んで乱を起こした。」の意である。唐の高祖は六一八年五月に皇帝に即位して、同年の六月、長男の建成を太子に立てた。しかし、時が流れていくにつれて、次男の秦王世民が高く評価できる人物になってきて、高祖は次男世民を太子の位に立てたくなった。この「許」は「許可する。承諾する。」の意ではない。「期待する」の意に記述されるのが相応しいと判断される。

13、朝隱素有公直之譽、每御史大夫缺時、議成許之（列傳卷第五十）

この例は「李朝隱は普段でも公平で正直であると褒められていた。御史大夫の位が空いている時、皆が議論して李朝隱に着任してほしいと期待した。」の意である。「御史大夫が空位になる」という語があつて、そして、李朝隱の人柄も良い。『新唐書』には李朝隱に対して「天下以其有素望每大夫缺冀朝隱得之」（李朝隱は人望が高いため、いつも大夫の位が空けば、天下の人達は彼を期待する。）とあり、『旧唐書』と細部の表現は異なるが、内容は同じである。他の官吏達は彼がその空いている

官位に着任してほしいと願うと言う文脈である。『旧唐書』の「許」も「推薦する。期待する。」と考えずると、「許」の前の「戚」が副詞、後接の「之」が李朝隱を指す代詞、意味的にも良く通じる。

『康熙字典』には、「期也（酉集上 言部）」の語義記述があつて、この語義に符合するものと思われる。

(五) 信じる。(全二例)

14、嵩尚未入仕、宣州人夏榮稱有相術、謂象先曰、陸郎十年内位極人臣、然不及蕭郎一門、盡貴官位高而有壽、時人未之許(列傳卷第四十九)

この例は「蕭嵩は未だ官途に入っていない時、宣州に夏榮と言う人がいた。夏榮は自分が人相を見て占いができると自称して、陸像先に『陸さんは十年以内皇帝様に重用される。しかし、蕭嵩一門のような高い身分に及ばないが、官位は高くて長寿である』と言った。その時は未だその話を信じてはいなかった。」の意である。この文にある「未」は否定を表す語。「之」は夏榮が言った話を指す目的語である。ここに「之」が述語「許」の前に置かれ、中国語文法においては「賓語(目的語)前置」と称される。例14の用例から意味を取れば、「許」は「信じる」の意味と判断できるだろう。

15、上元元年七月、器病脚腫、月余疾亟、瞑目則見達奚珣、叩頭曰大尹不自由、左右問之、器答曰、達奚大尹嘗訴冤于我、我不之許、如是三日而卒(列傳卷第六十五)

この例は「上元元年の七月、崔器は病氣になって足が腫れた。一ヶ月ぐらいい経って病氣がひどくなって、目を閉じれば、達奚珣が見える。

頭を叩いて、『大尹私は不自由です。』と言った。身近の人は聞いたたら、崔器は『達奚大尹がかつて無実の罪を私に訴えたが、私は信じなかった。』と答えた。このように三日後に死んだ。」の意である。例14と同じく、否定する語「不」があり、「之」は達奚大尹が無実の罪を訴えたことを指す目的語であつて、述語「許」の前に置かれる「賓語(目的語)前置」の用法である。「許」は文法上でも文脈上でも「信じる」の意味を持った動詞であると判断される。「信じる」の意の用例はこの二例しか存しない。

(六) (国のために)力を尽くす。命を(国に)捧げる。(全九例)

16、過蒙非常之遇、常以性命許国(列傳卷第七)

この例は「非常に優遇されているから、いつも国のために命まで捧げる。」の意である。

17、當此之時、心口相誓、暗以身命、奉許国家(列傳卷第九)

この例は「この時になって心も口も誓って、密かに身命を国に捧げる。」の意である。

二例ともに「許」の前に「性命」、「身命」等命を指す語があつて、後ろには「国」がある。命と国との関係に関しては、「命を国に捧げる」を解せば文脈上理が通つて、文法上の問題もない。この意味の例は九例しか存していない。

(七) 婚約する。縁組みさせる。(全三例)

18、毅聞之、謂長公主曰、此女才貌如此、不可妄以許人、當為求賢夫(列傳卷第二)

この例は「竇毅は妻の長公主に『この子は才能と美貌はこんなに素晴

しいので、妄りに人と婚約させないで、彼女に立派な夫を求めるべきだ。』
と言った。」の意であり、「許人」は「人と婚約、或は結婚させる」の
意である。つまり、この「許」は動詞で、「婚約或は結婚させる」の
意だと思われる。

19、乃于門屏畫孔雀、諸公子有求婚者、輒與兩箭射之、潛約中目者、
許之（列傳卷第一）

この例は「それで、門屏に孔雀を描いた。求婚する若様がいれば、矢
二本を与えて、孔雀の両目を射貫いた人と結婚させる。」の意である。
この「許」も「結婚させる」の意であろう。

『旧唐書』において「婚約する。娶る。嫁をもらう。」を意味する他の
動詞と連用する場合は「許可する。承諾する。」の語義で用いられる。『旧
唐書』にある「許尚公主」の例には「尚」字に「天子の娘を娶る（身分
より上に出た婚姻であることから）」の意味があるから、この「許」は
「許可する。承諾する。」の用法であると判断される。この三例にある
「許」は、単独で用いられた場合で、「婚約する。縁組みさせる。」の意
味での用法であると判断した。右のような「許尚」などからの派生的な
用法であると認められようが、このような用例は『旧唐書』には、この
三例しか存しない。

右の整理のように、『旧唐書』に現れる動詞「許」は、「許可する。
承諾する。」での用法が中核的で、後は六種の派生的語義での使用が認
められるものと判断される。注目すべきは、用例自体は僅かであるが、
中核的な意味での用法の他に、六種の派生的な意味の用法が存してい
ることである。

名詞として使用された「許」には、以下の意味用法がある。

(一)、地名（三百十例）

20、貞觀元年、割陽翟隸許州（志卷第十八）

この例は「許州」で地名を表した例である。「許」は地名として使用
されたのは全三百十例が存在する。

(二)、姓氏（全二百四十四例）

21、許敬宗、杭州新城人、隋禮部侍郎善心子也（列傳卷第三十二）

この例は「許敬宗は杭州新城の人、隋の禮部侍郎善心の息子である」
の意である。「許」は中国で多い姓である。全二百四十四例ある。地名、
人名の固有名詞の例で五百四十四例が出現する。

(三)もと。ところ。場所。（全六例）

22、姜公輔、不知何許人（列傳第八十八）

この例は「姜公輔の出身地は何処か分からない。」の意である。この
句にある「何許」は「何処」と同じ意味での使用である。この例と同じ
様な使い方の例は全六例あるが、全用例数においては非常に少ない。

(四)許可。許諾。（全一例）

23、述睿再三上表、方獲允許（列傳第一百四十二）

この例は「述睿は何度も上奏書を提出して、やっと許可を得た。」の
意である。動詞「獲」は「得る」の意味なので、「允許」を名詞の「許
可」を訳せば、「許可を得る。」の意だと記述される。この例は、「許」
単独例というよりは、「允許」の連文であると判断される。この用法の
例はこの一例のみである。

副詞としての例は、以下の如くである。

(一) 程度を表す言葉。約。くらい。ばかり。(全十例)

24、丁巳夜、彗出東方、在婁胃間、長四尺許 (本紀卷第十)

この例は「丁巳の夜、彗星が東方に出て、婁と胃の間にあった。長さは四尺ぐらゐ。」の意である。「四尺」は彗星の長さであるが、字際に測った長さではなく推測したもので、「約」、「おおよそ」などの程度を表す言葉が必要になる。即ち、『旧唐書』において、この「許」はある程度を表す副詞として使用されている。

25、靖使定方率二百騎為前鋒、乘霧而行、去賊一里許 (列傳卷第三十三)

この例は「李靖は蘇定方を前鋒として二百騎を率いさせて、霧中を進軍して賊までの距離は一里ぐらゐになった。」の意である。この「許」は距離を表示している「一里」を修飾する語である。例24と同じ用法で、「許」は程度を表す副詞であることが分かる。

『旧唐書』には、「許」が副詞として使用されたのは全十例である。副詞の出現は、動詞と名詞よりかなり少ないことに注目しておきたい。代詞には以下の例が出現する。

(一) この、これ (全四例)

26、团扇復团扇、持許自遮面、憔悴無復理、羞與郎相見 (志卷第九)

この例は「团扇また团扇、これを持って自ら顔を遮る。憔悴して以前のような綺麗な肌がないから、あなたと会うのが恥ずかしい。」の意である。「持」の前に「团扇」があるので、持つのは团扇であろう。「許」が「团扇」のことを指していると解すれば、全体的な意味も文法も通じ

る。「許」は「团扇」を指すのは代詞の用法であると認められる。

27、督護上征去、儂亦惡聞許、願作石尤風、四面断行旅 (志卷第九)

この例は「督護は遠征に行つて、わたしはそのことを聞くのが嫌だ。できれば、逆風になり、彼の行く道を四つの方向で阻止したいものだ。」の意である。「石尤風」は逆風の意味である。「督」は督護丁昨のことである。丁昨が皇帝に命じられて、遠征に行く前、丁の妻は夫が帰つて来ないのを恐れて、行く道を妨げる逆風になりたい。妻は夫に旅に出てほしくないのを、遠征することを聞きたくない。「許」は「遠征すること」を指す代詞であることが判明する。この代詞の例は、『旧唐書』には、四例しか現れない。

『旧唐書』の「許」字の意味・用法の分布は後掲の表1の通りである。

三、日本漢文における「許」字の用法と日本漢文の類型

前節に十世紀の日本の変体漢文である『将門記』との対照言語学的な比較として、十世紀の中国語文の『旧唐書』の「許」字の用法を比較してみたが、両資料の「許」字の用例数には、余りにもその差の開きが大きい。本節では、日本側の漢文を取り上げて、「許」字の用法の確認を行うこととする。節題に「日本漢文」としたのは、先行研究において日本での漢文の評価・位置づけに、「正格漢文」とされたものも含めての検討を加えようとするからである。

まず、正史から検討を行う。

Ⅰ、『日本後紀』

動詞 許可する。承諾する。(全百五十三例)

28、所以依彼所請、許其往來。(卷七延曆十七年(七九八)五月戊戌)

この例は「彼の申請したことに對して、その行き來を許可する。」の意である。この「許」は「往來する願ひ」に對しての返事である。文法上では、動詞「許」は述語、「其往來」は目的語、意味的には「(その往來することを)許可する。」と解釈される。動詞の用法は、この語義「許可する」の用法のみである。

名詞 許可 (全六例)

29、伏乞曲廻鑒許。賜矜前請。(卷十四大同元年(八〇六)六月壬寅)

この例は、「伏して曲げてお許しを戴いて、先度の御願ひを哀れみ戴きたく御願ひします。」の意である。「(鑒)許」は名詞として、動詞「廻」に下接している。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃に。(全十四例)

30、神即忽然現形。其長三丈許。色如滿月。(卷八延曆十八年(七九九)二月乙未)

この例は「神はすぐさま忽然と現れた。その身長は三丈くらいで、色は満月のようなだ。」の意である。「三丈」は神の身長を推測したもので、「約」、「おおよそ」などの程度を表す言葉が必要になる。「許」はある程度を表す語であることが分かり、この場合は、「三丈ばかり」と副詞(日本古典語には「副助詞」)に對應する例と見て矛盾が無い。

万葉仮名 (全三例)

31、許能佐氣波、於保邇波安良須(此(この)酒(さけ)は多(を

ほ)には非(あら)ず)(卷十一延曆二十二年(八〇三)三月庚辰)

この例にある「許」は漢字の實質の意味がなく、漢字を借りて日本語の音節を表記する例である。

Ⅱ、『續日本後紀』

動詞 許可する。承諾する。(全百十八例)

32、重表陳請。後太上天皇遂亦不許。(天長十年(八三三)二月丙戌)

この例は「表を重ねて願ひを述べたが、後太上天皇は結局また許可しなかった。」の意である。名詞「太上天皇」は主語、動詞「許」は述語、目的語は省略され、文法上にも意味的にも通じる。『續日本後紀』に動詞として出現する「許」は、この意味の用法だけに限って使用されている。

名詞 許可 (全三例)

33、天道无私。冀垂鑒許。(天長十年(八三三)二月丙戌)

この例は「天道は無私でございます。御願ひ申し上げるのは、ご検討と許可をお示しになるのを望んでいます。」の意である。「垂」は動詞、「(鑒)許」は「垂」の目的語の名詞である。名詞は、全三例であるが、この意味での使用例ばかりである。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃に。(全三十四例)

34、道場一處在山城國愛宕郡賀茂社以東一許里。(天長十年(八三三)十二月癸未朔)

この例は「道場は山城國の愛宕郡の賀茂社の東方一里くらいのところにある。」の意である。「一許里」は距離を指す言葉で、実際に測って

丁度「一里」ではなく、推測した結果である。「許」はある程度を表す副詞として使われることが分かる。ただし、「一許里」の語順は、日本語の副助詞「ばかり」として理解するには無理があつて、「一里許」の語順で無いた注意される。以下にも、国史の中には、数詞と助数詞の間に「許」が現れる例が出現している。

万葉仮名 (全十一例)

35、故機務(乃)暫(毛)虧怠(牟許止乎)恐賜(弓)。(天長十年(八三三)二月乙酉)

万葉仮名の例は、全十一例が存する。

III、『日本文徳天皇実録』

動詞 許可する。承諾する。(全三十二例)

36、請准諸國。毎年薰修。許之。(卷一嘉祥三年(八五〇)四月壬戌) この例は「諸国にならつて、毎年修行することを請うたところ、これを許可した。」の意である。「之」は名詞で前文の願い事を指し、「許」は其の願いの返事の結果で、動詞「許可する」の意である。全三十二例であるが、『日本文徳実録』の動詞の用法は、この一用法だけの出現である。

名詞 許可 (全五例)

37、祗奉還詔。未蒙矜許。(卷九天安元年(八五七)二月辛卯)

この例は「ただ詔を還し奉つたが、許可をもらえなかつた。」の意である。「蒙」は動詞、「(矜)許」は「蒙」の目的語の名詞である。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃に。(全七例)

38、天雨黒灰。從風而來。委地三四許分。(卷八齊衡三年(八五六)八月戊寅)

この例は「天雨は黒灰色で、風に從つて来た。地面に三四分ぐらいに降つた。」の意である。この文にある「分」は長さを表す言葉で、一分は一寸の十分の一である。「三四分」は推測した結果のため、ある程度を表す言葉を入れると丁寧だと思われる。ここの「許」は例34と同じく数詞と助数詞との間にある。

万葉仮名 (全一例)

39、衣多手神。石神。理訓許段神。配志和神。舞草神。並授從五位下。(卷四仁寿二年(八五二)八月辛丑)

この例の「許」は実際の意味がなく、漢字の字形を借りて日本語の読みを表記する作用である。

IV、『日本三代実録』

動詞 許可する。承諾する。(全百八十九例)

40、鑒其所敢。即而許之。(卷一天安二年(八五八)十一月十一日戊辰) この例は「その敢行を検討して、それで許可した。」の意である。「之」は名詞で前文にある願い事を指し、「許」は其の願いに対して動詞「許可する」として使われたのだろう。『日本三代実録』には、動詞として、この語義以外にも、他の国史には現れない左の例があつて注意される。

動詞 感心する。褒める。(全三例)

41、毎年八月。文徳天皇御忌日。奉爲天皇。(藤原朝臣良繩)講法華經。

迄終一生不廢此業。時人以忠孝相許。(卷十五貞觀十年(八六八)二月十八日壬午)

この例は「毎年の八月の文徳天皇の忌日には、藤原朝臣良繩が天皇の為に法華經を講じ奉る。ついに一生を終えるまでこの行いを辞めなかった。当時、皆藤原朝臣良繩のことを忠孝と褒めていた。」の意である。此の句にある「忠孝」は褒め言葉で、当時の人々が藤原朝臣良繩は天皇の為に一生誦經することに対しての評価の結果である。「許」は「褒める」の意であろう。全三例ながら、「許可する。承諾する。」以外の用例が認められる。

名詞 許可 (全三十一例)

42、伏願天恩無偏。特垂鑒許。(卷一天安二年(八五八)十一月十七日甲戌)

この例は「伏して願うのは、天皇の恵みは偏ることなく、特にご検討と許可を垂れ給うことである。」の意である。「垂」は動詞、「(鑒)許」は「垂」の目的語で、名詞である。『日本三代実録』には、名詞の用法も複数のもものが存する。

名詞 もと。ところ。(全三例)

43、去三月十一日。不知何許人。舶二艘載六十人。漂着薩摩國甌嶋郡。

(卷二十三貞觀十五年(八七三)五月廿七日庚寅)

この例は「去年の三月十一日に、何処の人か知らず、六十人が二艘を乗って薩摩國の甌嶋郡に漂い着いた。」の意である。「何許」は「何処」の意味として使用され、単字「許」は名詞「場所、所」の意である。

名詞 姓 (全一例)

44、昔孟縈之足、行步其艱、許丞之聾、風雨彌劇。(卷四十四元慶七年(八八三)八月十二日乙巳)

固有名詞の例もあって、「昔、孟縈の足が悪くて歩くのはつらかった。許丞の耳が不自由で風雨はいよいよはげしく聞こえた。」の意である。「許丞」は人名である。

助詞 ばかり。：ほど。：：くらい。：頃。 (全三十三例)

45、圓仁却走二三里許。(卷八貞觀六年(八六四)正月十四日辛丑)

この例は「圓仁は却って二三里くらいを走っていた。」の意である。「二三里」は大凡それくらいの距離を走っていたと推測した結果である。中国語では「許」はある程度を表す副詞であるが、右の場合は、副助詞「ばかり」に対応する。

万葉仮名 (全三例)

46、：許波多神。出雲并於神。片山神。鴨川合神等並從五位上。(卷

二貞觀元年(八五九)正月廿七日甲申)

万葉仮名の例が三例存する。

右に検討した四資料は正格漢文と称される国史類の史書で、検討した結果では、『日本後紀』、『續日本後紀』と『日本文徳天皇実録』にある「許」の用法は、動詞「許可する」、名詞「許可、同意」、助詞「ある程度を表す」と万葉仮名の用法が認められた。『日本三代実録』は他の三資料と比べると、前述した用法以外に、動詞「感心する、褒める」と名詞「もと、ところ」や固有名詞(人名・地名)の用法も存していることに注目したいと思う。この幅広く出てきた用法から見れば国史書の中にも層があることが理解されるだろう。『旧唐書』における多様な用法と

比較すれば、動詞用法は『旧唐書』に出てきた七つの用法より「許可する。承諾する」の中心的用法と『日本三代実録』にしか出て来てない三例の「感心する。褒める。」の用法に集中した。名詞の用法は『旧唐書』の三つより『日本後紀』、『續日本後紀』と『日本文徳天皇実録』の三資料は「許可。同意。」に集中したが、『日本三代実録』には三つ用法が全て出てきた。副詞の用法は『旧唐書』と国史四資料と同じく使用された。『日本三代実録』は『日本後紀』、『續日本後紀』と『日本文徳天皇実録』よりも中国古典文に近いと言えるだろう。代詞の用法は中国の『旧唐書』しか出てこなかった。万葉仮名の用法は中国の古典資料には出現せず、日本特有な用法である

以下には、平安時代の古記録の「許」字の用法の記述を行う。

V. 『貞信公記』

動詞 許可する。承諾する。(全十二例)

47、廿二日、…此度殊許、從今以後、若有如此事、可勘博士等、(延喜十三年六月)

この例は「今度は特別に許可する。これから、若しこういう事があれば、博士達に勘えさせるべきである」の意である。この文にある「殊」は副詞で、用言を修飾する。下接の「許」は動詞で「許可する」の意であろう。この用例のように動詞「許可する」の意として使われたのは全十二例があり、動詞は、この「許可する」一用法のみである。

名詞 もと。ところ。(全五例)

48、十日、又定封事、紅雪二斤送大貳許、…、(延長三年十二月)

この例は「十日、また封事を定めた。紅雪二斤を大貳のところ¹に送った。…」の意である。この句にある「許」は名詞「ところ。もと。場所。」の意として使われたことが分かるだろう。この例のように、名詞「ところ。もと。場所。」の意として使用されたのは全五例が存する。名詞は、この一用法である。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃。…頃。(全十四例)

49、廿三日、唐物少許擇留、餘返奉、(天慶九年二月)

この例は「二十三日、唐物少許²ばかりを選んて残して、あまつた物を返し申し上げた」の意である。この句にある「許」は「少」の後に使われて、その量の少なさを描写する助詞「ぐらい。ばかり。」の用法である。この例のように助詞「…ぐらい。…頃に。」の意として使われたのは全十四例存在する。

VI. 『九曆』

動詞 許可する。承諾する。(全二十例)

50、至承明門許各退出(天曆六年十二月十六日)

この例は「承明門に至ってから、それぞれ退出するのを許可した」の意であろう。構文的には動詞「許」は述語、「退出」は目的語、意味的には「退出することを許可する。」と解釈して、適切だろう。この用例のように動詞「許可する」の意として使われたのは全二十例で、動詞はこの一用法のみである。

名詞 もと。ところ。(全八例)

51、湏(灌頂)事由申送右大臣許(承平六年正月三日)

この例は「灌頂の事の由を大臣のところへ送って申した」の意である。「送」は動詞として使用され、送られるのは「送」の前にある「灌頂の事の由」、送られる場所は「送」の後にある「右大臣許」。この句にある「許」は名詞「ところ。もと。場所。」の意として使われたものである。この例のように、名詞「ところ。もと。場所。」の意として使用されたのは全八例で、名詞用法は、この一用法である。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃に。 (全三十五例)

52、到曉而雪深一寸許(天曆元年荷前雜事)

この例は「曉になつて雪の深さは一寸ぐらいになつた」の意である。雪の深さを「許」を使って「ほぼ、その程度」であることを表す。この例のように助詞「…ぐらい。…頃に。」の意として使われたのは全三十五例ある。動詞と名詞より数が多く、全用例数の半分以上を占めている。

Ⅲ 『御堂関白記』

名詞 もと。ところ。 (全五十二例)

53、賜禄物、即送右大弁許(寛弘元年五月大建十九日)

この例は「禄物を賜わり、すぐ右大弁のところに送つた」の意である。動詞は「送」で、送られるのは「送」の前にある「賜つた禄物」、送られる場所は「送」に下接している「右大弁許」。この句にある「許」は名詞「ところ。もと。場所。」の意として解釈するのが適切だろう。この例のように、名詞「ところ。もと。場所。」の意として使用されたのは全五十二例存する。「許」字の全用例数百八十四例の三割近くを占めている。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃に。 (全百三十二例)

54、雪大降、一尺二三寸許(長保二年大建正月十日)

この例は「雪は大変に降つて、一尺二三寸ぐらいである」の意である。「一尺二三寸」は雪の深さを描写する言葉で、「許」を使って「一尺二三寸ぐらい」の意となる。この「許」は「おおよそ、その程度」であることを表す副詞(日本古典語には「副助詞」)としての使用である。この例の様に、「許」の助詞の用例は全百三十二例あつて、全用例数百八十四例における名詞の用例より多く、七割以上を占めている。ただし、『御堂関白記』には、「許」字の動詞用法が無くて、他の古記録に比較して特徴的な様相を示している。

Ⅳ 『高山寺古往来』

往来を取り上げてみる。

名詞 もと。ところ。 (全四例)

55、今ヨリサイノゲン從税所判官代タイノ一許モト申来レリ (二三行)

この例は「今、税所の判官代のところから来た」の意である。この句にある「從：来」は「何所から来る」の意として使用され、夾まられた「…」は場所を指す名詞「税所判官代許」である。この「許」は名詞「ところ。もと。場所。」の意であろう。この例のように名詞「ところ。もと。場所。」の意として使われたのは全四例ある。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃に。 (全四例)

56、可^{ラル}三被^{マウケ}二儲^{ハカリ}一之物只馬草許也 (一二二行〜一二三行)

この例は「準備できるものはただ馬草ぐらいだった」の意である。この句にある「許」は「馬草」の後に付き、馬草ぐらいのものしか用意できないとした臍化表現を担ったものである。この例のように助詞「…ぐらい。…頃に。」の意として使われたのは全四例ある。

『高山寺本古往来』の「許」字の出現は、全八例で用例数としては多くを数えないが、動詞用法での使用が認められない。

次に、説話資料を二点取り上げて、「許」字の用法を帰納してみる。

X、『探要法花験記』

動詞 許可する。承諾する。(全二例)

57、遂欲出家、父母異而許之 (上18ウ 10、11行)

この例は「ついに出家しようと思いついた。両親は不思議だと思っただが、許可した」の意である。この句は隋の智通禪師は出家しようとしたことに対しての両親の態度である。ここの「許」は智通禪師の出家を許可した意であろう。動詞「許可する」として使われた用例は二例が確認される。

名詞 もと。ところ。(全三例)

58、卷彼大鐘以尾叩龍頭許 (下28オ 6行)

この例は「(蛇が)その大鐘を巻いて尻尾をもって龍頭のところを叩いた」の意である。この句にある動詞は「叩く」で、「龍頭許」はその目的語「叩かれたところ」となる。ここの「許」は「もと。ところ。」

の意だと判断される。この名詞「もと。ところ。」の用法の例は全三例ある。

助詞 ばかり。…ほど。…ぐらい。…頃に。(全十例)

59、近見室中有一聖人年齢廿許 (下8ウ 4行)

この例は「近く見ると部屋の中に一人の聖人が居て、年齢は二十歳ぐらいである」の意である。ここの「許」は年齢に対しての推測の結果を表す。この例のように助詞「…ぐらい。…頃に。」の意として使われたのは全十例ある。全用例十五例中の三分の二を占めている。

X、『注好選』

動詞 許可する。承諾する。(全六例)

60、時佛言吾法中不許蘇油食 (中19表 波斯匿王請身子)

この例は仏の会話中の例で、「私の法の中には蘇油の食を許可していない」の意である。この句は身子が肥えているため、蘇油の食が許可されないことになった。ここの「許」は前に否定を表す副詞の「不」があり、後ろに名詞の「蘇油食」があつて、他の用法より動詞の用法が適切だと判断する。この用法は全六例が出現する

名詞 もと。ところ。(全二例)

61、和上云吾不及智詣吾大師御許可問申 (中25表 目蓮難窮佛聲 第二十四)

この例は「私は知らない。わが大師のところ^に参上して、問うてみなさい」の意である。この句にある「御許」は動詞「詣」の目的語で、「おわすところ。」の意として使われている。ここの「許」は名詞「ところ」

に解釈したほうが良いと認められる。この意味の用例は二例しかない。

名詞 姓 (全六例)

- 62、此人吳寧人也、父母滅亡、許牧自負土作墳 (上22表 許牧負土第六十四)

この例は「この人は呉の寧の人だ。父母がなくなつて、許牧自分は土を負つて墳を作つた」の意である。ここの「許」は姓として使用されていて、全六例がある。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃に。(全九例)

- 63、其北山峡從三里許南有方一町之池 (下10表 雙鷹渴龜将去第十)

この例は「その北山峡より三里ぐらいの南に一町四方の池がある」の意である。この句にある「三里」は実際に測つた数値ではなく、「おおよそ。その程度ぐらい。」と推測したものである。副助詞の用法の用例は全九例あつて、全用例数の二十三例においては約四割を占めている。

まとめと今後の課題

右には、十世紀を中心に、中国語文の代表として『旧唐書』と、平安時代の日本漢文文献における「許」字の用法を記述して来たが、これらを同時代的に比較対照するために、以下に表1を掲げてみる。

表1には、中日の差が顕著に現れているものと認めることができる。中国語文たる『旧唐書』においては、「許」の動詞用法においてプロトタイプの意味での用法である「許可する」での用法が頻出してはいる

が、一方で、用例数は少ないものの、派生義であると判断される意味での用法が多彩である。名詞用法でも同様の傾向が見受けられる。言い換えれば、中国語文における「許」字は意味的に幅広い表現性を持つて使われていると評価できよう。

一方、概して平安時代の日本漢文は、中国語文におけるプロトタイプの意味での用法のみが受け入れられているように観察される。ただし、日本漢文においては、諸種の資料群、諸種の漢文体―漢文体の志向性の異なり―によつて類型的な差を成していると認められる。

まず、国史である『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』の四資料は、今まで、正格漢文であると位置づけられてきた。史書である一〇世紀の中国語文である『旧唐書』との共時的な対照のために、平安時代の国史を選択したが、『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』は、他の日本漢文の用字法と同様に、副詞、名詞も「許可。同意。」の意の用法、動詞はプロトタイプの「許可する。承諾する。」の意の用法のみが出現して、『旧唐書』の「許」字の表現性と比較して明らかに狭い。あるいは、こうした現象を、和習と評価されてきたのかも知れない。築島裕博士の著書『平安時代の漢文訓読語につきての研究』(24頁)に「平安時代の日本人が作つた漢文(純粹の漢文)の中には、最初から作者が訓読されることを予想しながら、記した場合があつたと想像される。…かやうに、平安時代の日本人の作つた漢文の中に、原作者を隔ること遠くない時代に訓読すべき訓点を附した例があるのであるが、逆にこれらを全部音読(字音直読)したという証拠(字音直読点本又はそれについての記録など)は一つも見出されな

表1 各資料における「許」字の用法

万葉 仮名	代 詞	副 詞	名詞			動詞								
			許可。同意。	もと。ところ。	固有名詞（人名・地名）	婚約する。縁組させる。	力を尽くして国に捧げる	信じる	期待する。推薦する。	感心する。褒める。	…を与えるのを許可する。	…を与えるのを約束する。		許可する。 承諾する。
	これ、この	ある程度を表す												
	4	10	1	6	554	3	9	2	3	21	10	727	旧唐書	
3		14	6									153	日本後紀	
11		34	3									118	続日本後紀	
1		7	5									32	日本文徳天皇 実録	
3		33	22	3	1					3		189	日本三代実録	
		4										1	将門記	
		14		5								12	貞信公記	
		35		8								20	九曆	
		132		5 2									御堂関白記	
		4		4									高山寺古往来	
		10		3								2	探要法華験記	
		9		2	6							6	注好選	

い。このことは、作者自体が訓読されることを予想しつつ綴ったことを推測せるに足りるであろう。」の推定があつて、かかる状況に対しての示唆に富んでいる。

『日本三代実録』は、他の三資料の国史の「許」字の用法とは趣を異にしていると評価して良からう。明らかに、「許」字の用法が広くて、中国語文に近いと評価できるのではなからうか。さすれば、国史の中で、用字法の異なる資料が存する訳で、一類型の資料群の腑分けの必要性が見えてくる。かかる問題は、今後の課題としたい。

軍記『将門記』は先に詳しく観察したが、中国語文を志向していると思われるものの、「許」の用字は、二種で、日本漢文の大まかな傾向と等しい。ただし、出現用例数は少ないことに注意せねば成らない。

古記録類は、『貞信公記』『九曆』は、副詞「ある程度を表す。」、名詞「もと」ところ。「動詞「許可する。承諾する。」にそれぞれ使用される。旧来から指摘されてきていることでもあるが、『御堂関白記』には、動詞用法が見られない。古記録類にあつても『御堂関白記』の用字の特異性に繋がるものであろう。

『高山寺古往来』の「許」の用字法は、『御堂関白記』と同様に、動詞用法がない。

説話類の『探要法華験記』『注好選』は、固有名詞を措いて、副詞「ある程度を表す。」、名詞「もと」ところ。「動詞「許可する。承諾する。」のそれぞれが使用される。

本稿に記述した「許」字の日中対照は、中国語に意味用法が多彩で、

日本漢文側資料には、その中国語文中のプロトタイプの用法が取り込まれていることが確認されたと思われる。日本漢文内にも諸相があることが判明したが、本稿は、鳥瞰的な論考であつて、今後、国史の日本漢文の類型内の腑分けや、他の日本漢文の類型内の腑分け、類型間の差異の解明が、課題として見えてきたものと思われる。

注

(1) 築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』(東京大学出版会1963年3月10日初版 1980年9月10日第3刷)に記述される「文献の性格に基づく分類」と峰岸明博士の著書『変体漢文』に記述される「文章表現の意図、言語の性格(或いは用字・用語・語法)などの観点によりの分類」を参考にした。

(2) 峰岸明博士の『変体漢文』(国語学叢書二)(東京堂出版 昭和六一年四月二五日 初版印刷 昭和六一年五月五日 初版発行)及び、『平安時代古記録の国語学的研究』(東京大学出版会 1986年2月28日)を参照した。

(3) 『将門記』の訳文については小学館新編日本古典文学全集を参考した。

(4) 厳密には、真福寺本と言う写本においては、「許」は、全六例の出現が認められる。六例中一例は、奥書において出現するもので、以下の例である。

○承德二年正月廿九日於大智房西時許書了(559)

(5) 稿者は、『将門記』の日本漢文の特性解明を中心な研究課題としているが、『将門記』が変体漢文の中でも、中国語文を志向していることについては別稿を用意している。

引用依拠文献

- ・真福寺本『将門記』古典保存会 一九二四年八月
- ・『将門記・陸奥話記・保元物語・平治物語』新編日本古典文学全集小学館 二〇〇二年二月二〇日第一版第一刷発行
- ・楊守敬旧蔵本『将門記』貴重古典籍刊行会叢書第一期 貴重古典籍刊行会 一九五三年

- ・『漢語大詞典』十二卷本 羅竹風 主編 漢語大詞典編輯委員會、漢語大詞典編纂処編纂 上海辭書出版社一九八六年十一月第一版一九八六年十一月第一印刷

・『日本後紀』、『續日本後紀』、『日本文徳天皇実録』、『日本三代実録』朝日新聞社データベース

・大日本古記録『貞信公記』編纂者 史料編纂所 岩波書店 昭和五十九年六月二十九日 第二刷発行

・大日本古記録『九曆』編纂者 史料編纂所 岩波書店 昭和五十九年六月二十九日 第二刷発行

・大日本古記録『御堂関白記』編纂者 史料編纂所 岩波書店 昭和五十九年六月二十九日 第三刷発行